

第9回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）午前9時30分から10時02分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	2番	砂坂 浩一郎	3番	高田 真盛	
	4番	黒木 りか	5番	小山 幸良	
	6番	中之藪 堅二郎	7番	寺内 秀昭	
	8番	福 富久	10番	上山 幸夫	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	浦口 啓一郎
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	野里 一則
ホ.	片板 大作	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農業委員	1番	久保田 力雄	9番	中島 一三
	12番	石堂 かよ子		

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	雨田 俊哉
----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第1号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

事務局 開会前に資料の訂正がございますので、報告いたします。

事務局 資料6ページをご覧ください。整理番号9番、利用権を設定する者がA・72歳となっておりますが、正しくは71歳でございますので、訂正をお願いします。続いて7ページ、整理番号10番、先ほどと同じく利用権を設定する者がA・74歳とあるのを71歳に訂正をお願いします。

事務局 続いて、「欠席の届」が出ていますので報告します。

議席番号1番 久保田力雄委員、9番 中畠一三委員、12番 石堂かよ子委員。

農地利用最適化推進委員 雨田俊哉推進委員です。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

なお、12番会長が体調不良により欠席のため11番会長職務代理に議事の進行を一任します。

会長職務代理 本日の総会は、先ほどの説明どおり会長が欠席ということで、私の方で進行して参ります。

会長職務代理 ただ今から、第9回 農業委員会定例総会を開会いたします。

会長職務代理 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

会長職務代理 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 福富久委員、10番 上山幸夫委員を指名します。

会長職務代理 日程第2、(議案協議)議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第1号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。

事務局 本日は係長が出張で不在のため、私が代わりに説明いたします。議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第1号農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。

はじめに資料の1ページをお開きください。

令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法改正により、これまでの農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されることとなりました。これに伴い、農地中間管理事業の貸借については、令和6年5月1日契約開始分から「農用地利用集積等促進計画(案)」を作成し、農業委員会の意見を付して農地バンクへ提出したのち、県が認可・公告を行うこととなりました。なお、基盤法については、令和7年3月31日まで従来どおり「農用地利用集積計画」によって行います。

資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画及び農地中間管理権10件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の3ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間で6件、令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間で2件、令和6年7月1日から令和8年5月31日までの1年11ヶ月間で2件です。

資料は4ページをお開きください、計画内訳書です。整理番号1番からご説明いたします。

整理番号1番、鹿児島市〇〇番××号、B・74歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Cが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は8ページから添付しております。

整理番号2番、茨城県つくば市〇〇××番地、D・51歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Cが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は10ページから添付しております。

整理番号3番、横浜市〇〇番××号、E・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Cが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は12ページから添付しております。

5ページをご覧ください。

整理番号4番、南種子町〇〇××番地、F・72歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Cが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか9筆、地目は全て畑、面積は10筆合計●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は14ページから添付しております。

整理番号5番、薩摩川内市〇〇××番地、G・81歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか3筆、地目は全て田、面積は4筆合計●●㎡で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権で、期間は5年の再設定です。図面は19ページから添付しております。

整理番号6番、南種子町〇〇××番地、I・67歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J・46歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で安納芋を耕作します。賃借料は〇

〇kgを現物渡し、期間は10年の新規設定です。図面は21ページから添付しております。

6ページをお開きください。

整理番号7番、南種子町〇〇××番地、K・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、L・54歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか6筆、地目は全て畑、面積は7筆合計●●㎡で安納芋を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は23ページから添付しております。

整理番号8番、南種子町〇〇××番地、M・86歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、N・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は全て畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は26ページから添付しております。

整理番号9番、これについては、今までと違いまして機構貸出となります。横浜市〇〇××番地、A・71歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、O・69歳が耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更となります。土地の所在は〇〇字△△××番ほか9筆、地目は全て田、面積は10筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は残存期間の1年11ヶ月です。図面は28ページから添付しております。以上です。

7ページをご覧ください。

整理番号10番、横浜市〇〇××番地、A・71歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、P・63歳が耕作者で、前耕作者の解約に伴う耕作者変更となります。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は残存期間の1年11ヶ月です。図面は33ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

会長職務代理

説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

（「はい。」の声あり）

2番委員

ちょっと聞きたいんですが、整理番号6番 IさんからJさんへの畑ですが、賃借権の賃借料は粃〇〇kgとありますが、畑でもこういうふう

に現物渡しができるんですね。

事務局 賃借料については、表にも書いてあるとおり（現金〇〇円相当）なんですけれども、特に現金で賃借しようが、現物で賃借しようが特に問題はありません。

会長職務代理 よろしいですか。

2番委員 畑でも畑で支払い可能ということなんですね。

事務局 個人の都合により現物渡しがよろしいということもあるので、問題はありません。

会長職務代理 ほかにありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

会長職務代理 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

会長職務代理 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：Q、譲受人：R 外5件を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料は36ページをお開きください。

議案第2号は農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めたものです。所有権移転が6件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、兵庫県宝塚市〇〇番××号 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、37ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は43ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、38ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は48ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Vです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、39 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は53 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Vです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、40 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は58 ページから添付しています。

36 ページをお開きください。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Yです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、41 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は64 ページから添付しております。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Z。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 aです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

権利の種類及びその理由は所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、42 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は69 ページから添付しております。

以上6件につきましては、4月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番 6番委員、お願いします。

6番委員

QさんとRさんは同級生ということで、今回Qさんの方がRさんの方に買ってくれないかということで売買が成立したようです。Rさんは会社役

員をしているんですけど、農業の方も頑張りたいということで安納芋などを栽培したいということです。現地調査の時に1年くらい畑が耕作されていなかったようなんですけど、本人に耕運するようお願いしたところ、耕運されていました。何ら問題はないものと思いますのでよろしくお願い致します。

会長職務代理
8番委員

整理番号2番、8番委員。

この件に関しましては、Sさんが勤めに出ていて、農業をしないということで、所有している農地はすべて貸している状態で、そういう中でTさんが周辺農地が欲しいということで、購入しております。Tさんも機械等持っていて、でん粉用甘藷を作っていきたいということのようです。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会長職務代理
2番委員

整理番号3番、4番。2番委員。

VさんはUさんの姪っ子になります。Uさんの父とVさんの父は兄弟でございます。それで現状は口ベを耕作している土地でして、Vさんの父が植え付けて、20年くらいになりますかね。親から土地を分けてもらう時に、本来はbさんの名義にするべきところを下限面積5反歩の要件がありまして、それで兄弟に名義を変更していたということで、4番のWさんも同様です。今度Vさんが父に申し出をしたところ、娘の方に口ベを譲りたいということで、今回名義変更することになりました。現地調査の際にはしっかり耕作されておりました。よろしくお願いいたします。

会長職務代理
6番委員

整理番号5番、6番。6番委員。

整理番号5番に関しては、XからYさんの方に名義変更ということで、聞いております。特に問題はありません。6番のZさん、aさんに関しては随分前に贈与されていたようで、73ページを見ていただくと、aさんの畑の隣で、その畑も耕作されていますので問題はないものと思われま

会長職務代理

以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

会長職務代理

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

会長職務代理

以上で、第9回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。